

没取、没取その他の理由により国又は地方公共
団体に帰属した銃砲刀剣類等の処理について

昭和三十二年九月 警察庁刑務第二
号 務統第三号 官発第三号
警察庁次長より都道府県方面公安
委員会委員長、警区局長宛

没取、没取その他の理由により国又は地方公共団体に帰属した銃砲刀剣類
等の処理については、昭和二十九年十月四日付警察庁発第一八号、務第九
四号、官第七一号をもつて「没取、没取その他の理由により国又は地方公共
団体に帰属した銃砲刀剣類等の処理要領」を定め、処理の明確を期してきた
ところであるが、今後物品管理法（昭和三十一年五月二十二日法律第百十三
号）が昭和三十一年一月十日から施行されることに伴い、新たに別添の処理
要領を定めたので銃砲刀剣類の処理に当つては、銃砲刀剣類所持取締令及
び物品管理法その他の会計法令によるほか、この処理要領により処理の明確
を期するとともに処理過程における事故の防止に配慮されたい。

なお、昭和二十九年十月四日付警察庁発第一八号、務第九四号官第七一
号「没取、没取その他の理由により国又は地方公共団体に帰属した銃砲刀剣
類等の処理について」の通達は廃止する。

没取、没取その他の理由により国又は地方公共
団体に帰属した銃砲刀剣類等の処理要領

一 処理対象

この処理要領による処理対象は、左の各号に掲げる銃砲刀剣類等とする。
1 銃砲刀剣類所持取締令（以下「取締令」という。）第二十四条の規
定により没取したもの。

- 2 捨替の届出に係るもので地方公共団体に帰属したもの。
- 3 任意提出に係るもので地方公共団体に帰属したもの。
- 4 没取その他の原因により国に帰属したもので検査官から引渡のあつた
けん銃。

二 処理機関

- 1 国に帰属した銃砲刀剣類等の処理は、けん銃については警察庁が、そ
の他の銃砲刀剣類等については、物品管理法に基づく物品管理官（警察庁
にあつては総務部長、道府県にあつては警察本部長及び方面本部長、以
下同じ。）が行うものとする。
- 2 地方公共団体に帰属した銃砲刀剣類等の処理は、警察庁、道府県警察
本部又は方面本部が行うものとする。ただし、けん銃の廃棄処理につい
ては、警察庁に委託して行うものとする。

三 処理方法

- 1 没取した銃砲刀剣類等
(1) 取締令第二十四条の規定により没取した銃砲刀剣類等は、けん銃を
除き、すみやかに物品管理法施行令（昭和三十一年十一月十日政令第
三百三十九号）第二十五条の規定により物品管理官に通知して引き渡
すものとする。
(2) 右により引渡を受けた物品管理官は、次の方法により処理し、売却
代金を国の歳入に入れるものとする。
(イ) 取締令第三条の許可又は第七条の登録の対象となるような銃砲刀
剣類は、競争入札又は随意契約に付し、契約者が許可又は登録を受
けてから引き渡すものとする。
(ロ) 許可又は登録の対象とならない銃砲刀剣類等は、原形を破壊する
等の措置をした上、屑鉄として競争入札又は随意契約に付し、契約

者に引き渡した後においても、銃砲又は刀剣類として使用されることのないように留意するものとする。

2 拾得物として地方公共団体に帰属した銃砲刀剣類等

(1) 拾得の届出に係る銃砲刀剣類等で、地方公共団体に帰属したものは、当該地方公共団体の定める会計規定に基づき前記三の(1)の(2)に準じて処理するものとする。ただし、けん銃の処理については四の1の(3)によるものとする。

(2) 拾得の届出を受理した場合の取扱手続については、次の各号に留意するものとする。

(イ) 遺失物又は埋蔵物については遺失物法、漂流物又は沈没品に ついては水難救護法の適用があること。

(ロ) 登録を受けている火なわ銃式火器又は刀剣類以外の銃砲刀剣類は、遺失物法第八条第三項に規定する「法令ニ依り私ニ所有所持ヲ禁シタル物件」に該当すること。

3 任意提出により地方公共団体に帰属した銃砲刀剣類等

所有権放棄の上任意提出された銃砲刀剣類等で地方公共団体が所有権を取得したものは当該地方公共団体の定める会計規定に基づき、三の1の(2)に準じて処理するものとする。ただし、けん銃の処理については四の1の(3)によるものとする。

四 けん銃の処理及び活用

1 処 理

(1) 没取により函に帰属したけん銃は、物品管理法施行令第四十七条第二項第四号により、没取品として所持する間は物品管理法の適用が一 部除外されることとなつてゐるから、物品管理官に引き渡すことなく、直接別記様式第一の送付書とともに警察庁整備課へ現品を送付するも

のとする。

(2) 没取その他の原因により函に帰属し、検査官において処分すべきけん銃については、無償で引き渡されることになつてゐるから、検査官から引渡を受けたけん銃は前号と同様の方法により処理するものとする。ただし、特に刑事参考品として、保存を希望するものは、四の2の(1)により活用することができる。

(3) 地方公共団体に帰属したけん銃は、当該地方公共団体の定める会計規定に基づき廃棄処分の手続をなした上、別記様式第二の送付書とともに警察庁整備課に現品を送付するものとする。ただし、当該地方公共団体に於いて特に試験射丸用として保存する必要があるものは四の2の(2)により活用することができる。

2 活 用

(1) 検査官から引渡を受けたけん銃で、当該都道府県内における重要事件、異事件の刑事参考品として保存することを特に希望する場合は、別記様式第三によりあらかじめ警察庁防犯課に連絡し、了承を得た後、警察庁、道府県警察本部又は方面本部に函の物品として保管し、その旨を物品管理法施行令第二十五条の規定により物品管理官に通知するものとする。なおこの場合取締令第二十五条の規定による記録票の作成並びに国家公安委員会への報告等の手続をするものとする。

(2) 拾得の届出又は任意提出に係るけん銃で当該地方公共団体に帰属したもののうち、警察庁道府県警察本部又は方面本部において、取締令第二十五条の規定により試験研究のため特に必要のあるものは、別記様式第四によりあらかじめ警察庁防犯課に連絡するとともに取締令第二十五条の規定による記録票の作成並びに国家公安委員会への報告等の手続をするものとする。

別記様式第一

送 付 書					
発番号 年 月 日					
警察庁装備課長殿 警 視 庁 ○ ○ 部 長 道府県警察(方面)本部長					
没収により国に帰属したけん銃を下記の通り送付する。検察官より下記のとおりけん銃の引継を受けたから送付する。					
種 別	型 式	番 号	数 量	備 考	
計					

注 1 この送付書は取締主管課において作成し直接現品を送付すること。
2 没取したものと検察官より引継を受けたものは区別し、各別に作成すること。

別記様式第二

送 付 書					
発番号 年 月 日					
警察庁装備課長殿 警 視 庁 ○ ○ 部 長 道府県警察(方面)本部長					
下記の通り廃棄処分の方の決定をしたけん銃の廃棄処理を委託する。					
種 別	型 式	番 号	数 量	備 考	
計					

注 1 会計担当課において廃棄処分に対し、帳簿上の処理をなしたのち、取締担当課に引継をして、この送付書を作成すること。
2 現品は国に帰属したものと明瞭に区別して送付すること。

別記様式第三

発番号

年月日

警視庁 ○○部長
道府県警察(方面) 本部長

警察庁防犯課長 殿

刑事参考品として保存するけん銃について

刑事参考品として左記のけん銃を保存したので資料を添えて了承を求めらる。

記

- 一 けん銃の種類、型式、口径、番号及び数量
- 二 右けん銃の保存を必要とする理由及び保存場所
- 三 右けん銃に係る重要特異事件の概要
- 四 その他参考事項

(一) 現在刑事参考品として保存中のけん銃

種類	型式	口径	番号	数量	関係事件名

(二) けん銃の機能及び写真の添付等

- 注 1 了承を得たのちは、国の物品として、物品管理法の適用が
るから手続等誤りのないように留意すること。
- 2 刑事参考品として、保存する必要がなくなつたときは、物
品管理上の管理換の手続を繰て警察庁に他のけん銃と同様に
送付しなければならない。
- 3 保存中は、取締令第二十五条の規定により国家公安委員会
に毎年報告しなければならない。

別記様式第四

発番号

年月日

警視庁 ○○部長
道府県警察(方面) 本部長

警察庁防犯課長 殿

試験研究のため左記けん銃を保管したので連絡する。

記

- 一 けん銃の種類、型式、口径、番号及び数量
- 二 保管を必要とする理由及び保管の場所
- 三 右けん銃が当該都道府県に帰属するに至つた経過
- 四 その他参考事項

(一) 現在試験研究用として保管中のけん銃

種類	型式	口径	番号	数量	備考

(二) けん銃の機能及び写真の添付等

- 注 1 試験研究用として保管する必要がなくなつたときは他のけん
銃と同様廃棄処分の手続をなした上警察庁に送付すること。
- 2 保管中は、取締令第二十五条の規定により国家公安委員会に
毎年報告しなければならない。